

# 調布市指名競争入札参加者指名基準

## 1 目的

この基準は、調布市契約事務規則（昭和39年8月31日規則第33号）第24条の2の規定に基づき、調布市（以下「市」という。）が行う指名競争入札に参加させようとする者（以下、「入札参加者」という。）の指名基準について必要な事項を定め、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

## 2 指名の判断事項

入札参加者の指名にあたっては、指名競争入札に参加する資格を有するものについて、概ね次に掲げる事項について調査し、発注する契約に対する適格性を判断するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 地理的条件
- (3) 市における指名実績，受注の状況
- (4) 他の官公庁及び民間における契約実績
- (5) 市との契約における過去の履行状況
- (6) 事業の専門性及び技術的適性
- (7) 発注工事等を施工するために必要な登録，免許などの資格（営業に関し必要な法令上の資格を含む。）
- (8) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける格付及び順位
- (9) 最新の経営事項審査結果通知書における該当業種の総合評価値P点の点数

## 3 優先指名

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 調布市内に契約締結の権限を有する者を置く本店を有している者（調

布市内営業所（事業所）調査票を提出し、かつ、市から改善指示を受けている場合は、改善状況について、市の確認を受けていること。）

(2) 調布市内の支店、営業所等に契約締結の権限を有する代理人を置いている者（調布市内営業所（事業所）調査票を提出し、かつ、市から改善指示を受けている場合は、改善状況について、市の確認を受けていること。）

(3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者に該当する者

(4) 当該契約案件と同種の契約について履行実績を有する者

#### 4 指名の制限

次の各号にいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

(1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年12月13日要綱第220号）による指名停止期間中又は調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年3月19日要綱第8号）による指名競争入札からの排除を受けている者

(2) 市が発注した契約の履行が不適正である者

(3) 同一の発注案件において、組合を指名した場合の当該組合の組合員

(4) 前項に掲げる者のほか、指名することが不適当と認められる者

#### 5 指名業者数

入札参加者を指名するにあたっては、契約締結依頼額に応じて、次表に定める事業者数を指名すること。ただし、これにより難いと認められる場合や、その他、適当と認められる場合は、指名業者数を減じることができる。

| 契約締結依頼額              | 指名業者数 |
|----------------------|-------|
| 500万円未満              | 3者以上  |
| 500万円以上1,000万円未満     | 6者以上  |
| 1,000万円以上5,000万円未満   | 7者以上  |
| 5,000万円以上1億5,000万円未満 | 8者以上  |
| 1億5,000万円以上          | 9者以上  |